

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 経営対策活動 | これからの労使関係・経営対策の基本 ⑥ 労使協議制の確立と深化

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

🔍 キーワード検索はこちら

### これからの労使関係・経営対策の基本 ⑥ 労使協議制の確立と深化

#### 労使協議制の確立と深化

#### ① 労使協議制の確立

イ、労使協議制充実へ向けた体制の強化

	団体交渉	労使協議制
根拠	労働組合法	当事者間の合意
当事者	労働組合 使用者または使用団体 (労組法第6条)	労働組合—使用者
目的	労働条件の対等交渉 (1条1項) 労働協約の締結その他 (6条)	経営参加 生産性の向上 情報共有、意見交換
対象事項	労働条件(労働者待遇) その他(労使関係のルール)	経営・生産事項(経営の状況、方針、生産計画、方法他)
担当者	労働組合の代表者、委任を受けた者 使用者の代表者・委任を受けた者	当事者間の合意
行詰まり	争議権(憲法28条、労組法第1条2項、8条)	争議行為はせず、「説明責任」「協議」「同意」の区別、
法的保護	使用者の回交義務(8条、7条2号) 刑事免責(1条2項) 民事免責(8条) 不当労働行為の救済(7条、27条)	労使間の任意の手続き

ロ、労使協議制の設置と運用状況

a、労使協議機関の構成別事業所割合

労働組合の有無	労使協議機関「あり」	労使協議単独のみ	複数の協議が機関併存	下部組織の専門委員会
計	41.8%	5.7%	4.1%	36.8%
組合あり	84.8	52.3	5.1	42.2
組合なし	17.1	70.6	1.2	21.3

b、専門委員会の種類別事業所割合

労働組合の有無	安全衛生委員会	福利厚生委員会	休日・労働時間委員会	生産性委員会	給与委員会	住宅委員会	男女平等委員会
あり	82.3	41.4	32.1	24.8	24.2	9.0	5.4
なし	86.0	19.2	4.0	16.9	1.0	3.6	
計	83.3	38.1	27.9	23.6	20.7	8.2	4.6

労使協議機関の開催：定期開催—32.4%、必要のつど開催—39.4%、  
定期及び必要のつど開催—27.0%

## ②労使協議制の深化

- イ、労使経営協議会制度の確立
  - a、これまでの労使協議制と労使経営協議会の関係
  - b、経営協議会と労働協約の関係
- ロ、労使経営協議会のフレーム
  - a、労使経営協議会制度の目的
  - b、経営協議会制度の組織
  - c、経営協議会の構成
  - d、中央労使経営協議会の付議事項
  - e、中央経営協議会の運営
- ハ、労働協約で規定すべき経営協議会条項

⑦→

- [▶ サイトマップ](#)
- [▶ このサイトについて](#)
- [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

- [TOP page](#)
- [資料室](#)
- [イベント情報](#)
- [講師を探す](#)
- [関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.